

平成24年度第4回伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会会議録

日時 平成25年3月14日(木) 14:00~15:00  
場所 さくらリサイクルセンター大会議室

司会 : 挨拶  
資料の確認

委員長 : 皆さんこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。先ほど事務局が申しましたとおり、新年度に入りましても引き続きこのガイドブック改訂等の議題について、現委員の皆様でご協議いただきたいと思いますので、任期満了までお務めいただくようご協力お願いします。

前川部長 : 皆様こんにちは。三寒四温という言葉がありますように、ここ数日寒暖差が非常に激しいわけでございます。こうした中、皆様方にはなにかとご多用の中本会議にご出席いただきありがとうございます。平素は、伊賀市の廃棄物行政に関しまして、格別のご理解・ご協力をいただきまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

三月議会の中でも取り上げていただきました、このさくらリサイクルセンターですが、三重県のごみ燃料化施設が32年度までとなっている関係で、その後ごみ処理をどうしていくか。ということが喫緊の課題となっております。

それともう1つ、し尿の処理をしております、浄化センターの大変老朽化が進んでおりまして、これをどうしていくか。ということについて平成25年・26年度に検討をしていくということで今進めております。

また皆様方にご意見を賜っていきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 : 本日の議長ですが、委員会条例により副委員長である山本さんをお願いさせていただきます。お願いします。

副委員長 : よろしく申し上げます。それでは、事項1について事務局から説明をお願いします。

事務局 : 資料1をご覧ください。前回の会議で提案させていただきました、ガイドブック改訂等について、地域の意向調査の結果をまとめました。委員の皆様方には大変ご尽力いただきありがとうございます。

調査結果については、伊賀北部管内は32自治協のうち27つの自治協から

青山管内については6自治協のうち5つの自治協から、また商工会議所様からもご意見いただきました。中には意見なしとの地域もございましたが、ほとんどの地域から何らかのご意見をいただくことができました。

この表については、ご意見を分類ごとにまとめ、提案いただいた自治協議会の数を右に掲載させていただきました。

まず伊賀北部から、少し紹介させていただきますと、まず分別について、50cm以下への解体が困難、金属類などの取り外しや分解が困難という意見を多く頂きました。

次にガイドブックについて、イラストや色彩、フォントなどレイアウトに関するご意見を多くいただいたことのほかに、分別方法を詳しく載せて欲しい、再生資源の利用方法を載せてみてはどうか？などのご意見もありました。

次にごみ収集体制について、容プラ・可燃性粗大の収集回数増加の要望が一番多く、続いて処理困難（危険）物。ガラス・せともの・乾電池などの隔月収集のものの収集回数を増やして欲しいという意見も多くいただきました。収集時間を早くしたり遅くしたりして欲しいというご意見も多くいただきましたが、こちらについては、各地域の希望時間帯等を聞くと収集業者の収集計画が作成できなくなるため、実現については困難です。ご了承ください。

また、収集回数増加に関係して、祝日等で変わる収集日を固定化して欲しいという意見や、特に支所管内において、集積場当番の負担軽減などの目的から各資源の収集日が種別ごとに別々になっていますが、これをある程度組み合わせで同日収集できないか。というようなご意見もございました。

ちなみに上野管内では、収集日程の関係で（ペット+アルミに月によって可燃性粗大または処理困難（危険物）+ ガラス・せともの・乾電池）が付くパターンと紙・布+びん類に廃食用油が付くパターン。（容プラ+金属）の3パターンによる組合せでほとんどの収集を行っています。

次にカレンダーについて、文字やレイアウトに関する意見を多くいただきました。また、各地区にラミネート加工等したカレンダーが欲しいというご意見もいただきましたが、収集日については、カレンダーを各戸配布しており、自宅で十分確認可能であると思われますので、集積場等へ貼り付けされる場合のラミネート加工等については、各地域で取り組んでいただきたいと思います。

そして、今日はその他資料で他の自治体のカレンダーを参考につけさせていただきました。白黒でみにくいのですが、原紙のサイズはA2でこの倍のサイズになっております。中播北部クリーンセンターのものは、祝日収集はしていないが、カレンダー方式になっているパターンです。こちらは可燃ごみが祝日である場合は、翌日等への振替が無く、収集自体が無いパターンです。

森町のものは、青山管内と同様に祝日収集しており、燃えるごみの収集日が

固定になっており、燃やせないごみの日だけの収集日を表示したものになっております。これらも参考にさせていただけたらと思います。

次に資料1にお戻りいただき、その他で、啓発に関する意見や収集に関する意見、さくらの施設運営に関する意見など幅広くご意見をいただきました。また後ほどご確認ください。

そして、次に4ページ、青山支所管内分について掲載しています。分別に関しては、分別フリーダイヤル設置の希望や分別区分の見直し等の意見がありました。

ガイドブックに関しては、青山管内版に関しては、現行のものに容プラのことが掲載されていないということがあり、この掲載要望を特に多くいただきました。

他に不法投棄の処理について掲載をして欲しいというようなご意見もありました。

次にごみの収集体制について、年末年始の収集回数増加の要望等がありました。

次にカレンダーについては、文字を大きくして欲しいというご意見のみでございました。これについては、現状についてはほぼ問題がないと思われま

す。またその他でクリーンデーに関することや大型ごみに関する事などご意見をいただきました。現在粗大ごみは伊賀南部では、戸別収集で玄関先まで収集しております。伊賀北部では、集積場収集をしています。この北部だけ無償だというご意見ですが、南部では1点200円で粗大ごみを解体しなくても自宅前まで収集に来てくれ、サービスとして充実していると思います。一方伊賀北部は集積場収集であり、50cm以下に解体する必要があり、解体できない場合は持ち込みとなっています。この実情が伝わっておらず、誤解を招いている部分があると思いますので、今後は、青山管内住民に対する伊賀北部の収集状況の説明についても課題があると考えています。

続いて5ページ目の改訂等に向けた方向性と課題について、伊賀北部分からご覧ください。

分別区分については、主に容易な出し方、分かりやすい方法や区分について検討していきたいと思います。これについては、将来的に戸別収集の一般化という点で伊賀南部と足並みを揃えることも視野に入れながら、整理をしていきたいと思います。

これに関連しまして、その他資料で他市町の一般戸別収集実施状況表を付けております。これは昨年9月頃に当課から近隣市町に対して実施したものまとめたもので、津市など回答をいただいていない自治体も一部ございますが、あ

わせてご参考にしてください。

次にガイドブックについてですが、一番は見やすく分かりやすく、ということ念頭に置いて、特にイラストの配置やフォントのサイズ、色彩等工夫をし、予算の範囲内で充実したものができるように整理をしていきたいと思いをします。

次に収集体制について、これらについては、収集回数を増やすためには、まず収集日の確保をという点で分別区分の変更と併せてこれから考えていかなければならない事案です。

事務局としましては、本日の会議で可燃ごみの収集日を固定化するために祝日も収集した方が良いのか、それとも祝日は可燃ごみの収集が飛んで無くなって良いのか。資源ごみをセットで収集する場合、どういう組み合わせが良いのか、また、どういう組み合わせが困るのか。これらの点について特に積極的に委員の皆様のご意見を聞かせていただき、その方向性を持って、今後収集委託事業者等との交渉や予算の確保をしてみたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

次にカレンダーについて、ガイドブックと同様に見やすくできるように、収集区分の整理と併せて整理をしていきたいと思いをします。

現時点で事務局では、今日資料でお付けしたカレンダーに近づけていきたいと考えております。

またその他の課題についても、資料のとおり地域の皆様の意見を施策に反映できるように努めてまいりたいと思いをします。

続いて青山管内分について、分別区分の見直しや収集体制の充実についてのご意見については、名張市との調整が大きいので、伊賀南部環境衛生組合へこの意見を持っていき、なるべく皆様のご意見を反映していただくよう協議をしてみたいと思いをします。

ガイドブックについては、容プラをはじめ、分別区分が変更になっているものを分かりやすく記載することを重点的に取り組むとともに、レイアウト等につきましては、伊賀北部版と可能な限り統一化を図り、見やすいものを作成できるように検討してまいりたいと思いをします。

カレンダーについては、前述しましたとおり特に大きな変更要望等がございませんので、勝手に変更して見にくくするよりは、現行のものをベースにして改良を検討していきたいと考えています。

また、その他事項についても、青山支所住民福祉課が中心となりますが、課題解決に向けた取り組みをしていきたいと思いをします。

以上です。

副委員長： ありがとうございます。それではここまででなにかご意見ございますでし

ようか。

委員 : ポイ捨て禁止条例などの説明文を明記し、環境美化を図ってはという意見ですが、特に上野インターや上野東インターのポイ捨てがひどい。これらについて国交省にお願いして禁止看板を設置してもらうように依頼するなどするとか、伊賀に入ったらごみがないんだという啓発をしていくとかしないと、この1票はものすごく重い1票ですよ。今後の事務局の方向性についてもこれを踏まえて変えて欲しいと思います。

事務局 : 今おっしゃられたように、環境美化に対する取り組みは大変重要なことであると認識しています。ただ、これはごみの分別ガイドブックということでございますので、その主旨からいきますと、今回は重点をおかずに、他の啓発方法で実施を考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員 : 努力をお願いします。

副委員長 : 今のガイドブックの裏を見ると、スペースがあるように思いますので、伊賀市の市章を下に下げてもらって、ポイ捨て禁止条例の抜粋を載せていただくなど考えていただければと思います。

他になにかございませんでしょうか。

それでは事項2について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 続きまして、事項2火災ごみの処理についてということで、資料2の「火災によるごみの搬入及び処理手数料減額（免除）申請マニュアル（案）」についてご説明させていただきます。

伊賀北部管内版と青山管内版がありますが、申請の基本的な流れはほとんど同じとなっております。まず、伊賀北部管内版のマニュアルの方をご覧ください。

このマニュアルは火災によって一般住宅から発生した一般廃棄物を減免により処理する場合の、申請から搬入までの流れとなっております。搬入及び減免には条件がありますので、事前に協議及び現地確認が必要となります。

まず、「1 事前手続き」についてですが、

①申請者本人の方に直接さくらリサイクルセンターまで提出書類をご持参いただきます。提出していただく書類は、処理手数料減額（免除）申請書と火災ごみ搬入計画書と消防署が発行する罹災証明書原本です。

申請書の申請者は罹災者に限らせていただき、火災ごみ搬入計画書には罹災

した所在地が分かる地図を添付してください。罹災証明書の発行については中消防署 1 階にあります伊賀市消防本部予防課にて手続きをお願いします。

②次に、ご提出いただいた書類を元にごみの種類や搬入量、搬入車両及び搬入方法等詳細を聞き取りさせていただき、現場確認の日時を設定します。

③設定した日時に申請者の方にお立会いいただき現場確認を行います。この現場での確認は、火災と言っても 1 件 1 件状況が異なると思いますので、処理施設で処理できるものかどうか、現場確認の際にその状況について確認し、対応させていただきます。

④その後さくらリサイクルセンターで協議ののち、承認の可否を決定させていただきます。

続いて、「2 搬入できるごみ」についてですが、ごみは伊賀北部版の分別ガイドブックに準じてきちんと分別をしていただきます。さくらリサイクルセンターへの搬入に関しては家財道具に限らせていただき、炭の付いたものや炭化したものは一切不可とさせていただきます。

また、不燃物処理場への搬入は土砂、瓦、コンクリートなどの埋立ごみとなります。その際灰、鉄、木屑の混入は一切不可ですので、必ずそれらを取り除いて搬入してください。

これら以外のごみは産業廃棄物処理業者等に処理を依頼していただくこととなります。また、建屋等解体業者等に依頼して搬入されるごみは産業廃棄物扱いとなりますので、さくらリサイクルセンター及び不燃物処理場では処理することはできません。

搬入車両についてはいずれの施設についても 2 t 車以下の車両とさせていただきます。

最後に「3 留意事項」についてですが、火災ごみの搬入は申請者の方や地域のみなさんのご協力により行っていただくものとしますが、車両等の調達が困難で搬入を業者へ依頼する場合には、一般廃棄物収集運搬の許可業者へ依頼していただく必要があります。

また、搬入に際しての打合せは申請者の方及び申請者の方と契約を交わした業者とさくらリサイクルセンターとで行い、解体業者等第三者からのお問い合わせには応じることはできません。

次に青山管内版をご覧ください。

申請の流れは先ほどの伊賀北部管内と同様ですが、青山管内での手続きについては伊賀南部クリーンセンター内にあります伊賀南部環境衛生組合へ必要書類を提出いただくこととなります。

必要書類は廃棄物処理手数料減免申請書、一般廃棄物搬入許可申請書、罹災証明書原本となります。伊賀北部管内同様と申請者は罹災者に限り、一般廃棄

物搬入許可申請書についてはごみの搬入量が軽トラック 2 台分以上となる場合に必要となってきます。また、マニュアル中に南消防署が発行とありますが、誤りですので訂正させていただきます。青山管内においても伊賀北部管内同様、伊賀市消防本部予防課にて手続きをお願いします。

搬入できるごみについては伊賀南部版の分別ガイドブックに準じてきちんと分別を行い伊賀南部クリーンセンターへ搬入していただきます。

青山管内におきましては土砂、瓦、ブロック、レンガ、タイル、コンクリート、灰、鉄などは産業廃棄物処理業者等に処理を依頼していただくようお願いいたします。また伊賀南部クリーンセンターはプラットホームが大きいこともあり搬入車両は 4 t 車以下の車両とします。

先ほども申しましたように火災については当然 1 件 1 件状況が異なりますので、青山管内におきましても現場確認時に伊賀南部クリーンセンターの方から搬入できるごみについて詳しく説明がありますので、その際にご確認いただければと思います。

以上、火災によるごみの搬入及び処理手数料減額（免除）申請マニュアルについての説明とさせていただきます。

副委員長： ありがとうございます。ここまでで何かご質問等ございますでしょうか。

委員： 平成 24 年度でこの火災の減免持込は何件あり、どのようなものがありましたか。

事務局： 24 年度としては、2 件ございました。規模については大小ありますが、家財道具の持ち込み処理ということでございました。また不燃物処理場への搬入が 1 件ございました。以上です。

副委員長： ありがとうございます。すべての火災ごみがここに来ているという訳ではないのですね。

事務局： 先ほど説明したとおり、現地での分別が不可能なものについてはこちらの施設で処理できません。特に産業廃棄物ということで、木屑や瓦礫と混ざってしまうと処理できませんので、産業廃棄物処理業者へ処理をお願いしていただきたいと思います。

委員： この火災ごみの処理について、難しい問題なので、各市民センターや住民自治協議会などに可能であれば行政サイドのほうから伊賀市でそういう火災が起

こった場合は、こことここへ連絡すれば処理できるというような、例えば三重中やヤマゼンのような業者の紹介や、火災ごみの処理についての指導をしていただけないかと思います。

委員長 : 私のところで、昨年の暮れから3件住宅火災がありました。1つは借家が焼けて、土地家屋の持ち主や、入居者などがおり、片づけがなかなか難しかったケースです。最終的には建物等の所有者と話し合いをして片付けたわけですが、建物については分別ができないので産業廃棄物ということで業者へお願いしました。もう1つは、火災の小さく、どうなるか分からなかったので、この事務所から現地確認に来ていただいたら、灰などを被っているので処理できない。業者へお願いしてくださいといわれたので、そうしました。結局これらの3件とも産業廃棄物ということで処理をしました。

事務局 : 今日お示ししている、火災ごみについてですが、火災に限らず水害等によるものについても、罹災証明をいただくことで減免をさせていただいております。当然これにつきましても分別をするという条件はおなじですが、24年度に水害による持込もございました。そういうことで、産業廃棄物処理業者に関しては現在のガイドブックでも紹介をさせていただいております。金額等に関しては一般廃棄物より高額になると思います。特にこの産業廃棄物に関しては、解体業者さん等で適切に処理をしてもらうということになりますので、よろしくをお願いします。

副委員長 : ありがとうございます。この項について何か質問は？  
無ければ事項1に少しもどって、先ほど忘れていましたが、収集体制について祝日収集等についての意見をお聞かせいただきたいと思います。

事務局 : 失礼します。ただいまの祝日収集についてですが、ご存知のとおり、今伊賀北部地区においては、月曜日から金曜日までで分別収集をしています。土曜日については、施設は開いていますが収集はしていない。日曜日については施設自体が閉まっているという状況です。  
この祝日収集ですが、特に可燃ごみにおいて、今伊賀北部地区では月・木と火・金ということで収集しています。ただハッピーマンデー等により、特に月曜日の祝日が多く、振替日を設定させていただいているところが多く、月曜日の収集にあたっている人は、いちいちカレンダーで確認をしてもらわなければならないということが多くなっております。これを祝日も収集することで曜日を固定化できれば、カレンダーも見やすくでき、出しやすくなるのではないかと

と考えております。経費の問題等もございしますが、市民サービスの向上を図るということでご意見が多いようでしたら検討をしていきたいと思っております。

委員 : 振替日さえ設定していただけたら、現状で特に問題はないかと思っております。

副委員長 : 他に何かないでしょうか。

それでは、これについて引き続き来年度も審議していくということですので、何かございましたら、またご意見をいただきたいと思っております。

それではその他についてなにかございますか？

事務局 : その他でございますが、また新年度に入り、委員の交代がある場合は、選出母体のほうから変更届け等を提出していただくこととなりますので、事務局までお声かけください。

また、委員報酬について、年度末から支払いの手続きをしますもので、4月中には振込みができると思っております。年間で13,200円ですが、年度途中で委員の交代があった場合などは、在任日数に応じて、金額が変わる場合がありますのでご了承ください。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 : その他のところで、水のおいしさの問題で昔ながらの簡易浄化槽について、これが家々の排水路を通って川に流れるわけですが、農業をしている時期は、農業用水もそこを流れるのであまりにおいさがしません。しかし10月ぐらいになって水の量が減ると、そこにたまった悪臭がしてくる。これについて、浄化槽の持ち主に指導をするなど何とかして欲しい。これともう1つ上野市内の浄化設備8百何十億かかるということですが、環境整備・悪臭対策として検討をしていただきたいと思っております。

委員長 : この件については、往古川に汚水が流れている問題ですが、私のほうで運動に取り組んでおり、河川の環境調査のデータ等も持っておりますので、また何かの機会にでもおだししていけたらと思っております。

また、一番の問題は数十年前に設置された、単独処理浄化槽の管理をきちんとしていない。設置当時の業者の説明で水洗トイレのようなものですよ、ということが言われ、未だにそうおもっている人も多い。それに対して、きちんと年1回の清掃をし、管理をきちんとしなさいよと言って回っているが、それしか対策がない。先ほどおっしゃったような規模の大きな事業は市では到底できないと思っておりますので。また啓発等に関してよいお知恵があればお聞かせください。

委員 : この汚水を川に垂れ流している件は伊賀市の恥であり、下流の住民にも失礼なので、また要望書等出すようなことでもあれば協力させていただきます。

それと事務局から6月の任期満了まで現委員でということについて、自分からは、言い出しにくいので、自治協に対してお願い文書みたいなものを出していただけたらと思います。

副委員長 : 事務局さん対応をよろしくお願いします。  
他にございませんか。

委員長 : 特に無いようですので、これにて審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。